

令和4年第6回廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年6月9日(木)

午前10時00分開会 午前11時20分閉会

2. 場 所 山崎本社 みんなのあいプラザ(廿日市市総合健康福祉センター)
1階 多目的ホール

3. 出席委員(農業委員12名)

1番 中田 安義	2番 木浦 紀幸	3番 神鳥 正貴
4番 中山 誠治	5番 岡 真由美	6番 古川 憲吾
8番 梶原 安行	10番 山田 政則	11番 河井 孝行
12番 岩木 國明	13番 沖村 弓枝	14番 河野 義刀

(推進委員10名)

推進委員 登 宏太郎	推進委員 岩本 博志	推進委員 吉田 雅子
推進委員 清水 透	推進委員 堀田 良昭	推進委員 小西 礼子
推進委員 三田 邦男	推進委員 黒田 球貴	推進委員 松井 祥壮
推進委員 安井 多佳子		

4. 欠席委員(2名)

7番 宮本 孝博	9番 是佐 恵美子	推進委員 岡村 昭男
推進委員 倉本 良夫		

5. 議事録署名委員

10番 山田 政則	11番 河井 孝行
-----------	-----------

6. 会議に出席した委員以外の者

7. 服務のため出席した者

農業委員会事務局長	齋藤 千文
次 長	比良 大助
主 事	原田 ゆみ
(佐伯支所) 専門員	中原 貴志
(吉和支所) 主任主事	平井 翔太
(大野支所) 主任主事	奥田 規之
(宮島支所) 主任主事	平岡 滋

8. 会議に諮った議題

《審議事項》

- (1) 議案第 21号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について(利用権賃借)
- (2) 議案第 22号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第 23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (4) 議案第 24号 非農地証明交付申請について
- (5) 議案第 25号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・

評価（案）について

(6) 議案第 26 号 令和 4 年度最適化活動の目標の設定等（案）について

(7) 議案第 27 号 廿日市市農業委員会の委員の辞任同意について

《報告事項》

(1) 報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

9. その他

(開会 午前 10 時 00 分)

事務局	初めに河野会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願いします。
河野会長	会長挨拶。 廿日市市農業委員会会議規則第 5 条の規定により、議長を務めさせていただきます。
議長	ただいまから令和 4 年第 6 回廿日市市農業委員会総会を開会します。 まず、本総会の成立を申し上げます。委員総数 14 名のうち、出席 12 名、欠席 2 名であります。在任委員の過半数の委員が出席されていますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。 続いて、議事録署名委員の指名を行います。 廿日市市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項の規定に基づき、10 番の山田委員さん、11 番の河井委員さんの両議員をお願いを申し上げます。 それでは、ただいまから議事に入ります。 まず、初めに審議事項に入ります。 議案第 21 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について議案とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第 21 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権賃借について説明させていただきます 座って説明させていただきます。 議案書は 3 ページから 5 ページ、位置図は 1 ページから 3 ページになります。 番号 10 番・11 番は、利用権の設定を受ける者が一緒のため、まとめて説明させていただきます。 番号 10 番・11 番、農地の所在地は、浅原字上、字向井、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は 3 筆の 3,684 平方メートルで、利用目的は田です。期間は公告日から令和 14 年 3 月 31 日までの使用貸借の新規設定を行うものです。 次に番号 12 番から 16 番は、利用権の設定を受ける者が一緒のため、まとめて説明させていただきます。

	番号１２番から１６番、農地の所在地は、峠字石迫、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は１３筆の８，３４４平方メートルで、利用目的は畑です。期間は公告日から令和７年５月３１日までの賃貸借及び使用貸借の再設定を行うものです。 いずれも、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第２１号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。 ７件ありまして、受付番号１０番・１１番、安井委員さん、１２番・１３番・１４番・１５番・１６番を三田委員さんをお願いいたします。
安井推進委員	推進委員の安井です。１０番・１１番については、利用権の設定を受ける者が統一であるため、一括説明させていただきます。位置図は１ページ・２ページとなります。５月１７日、古川委員、事務局２名と現地調査を行いました。いずれの農地も所有者が遠方に移住しており、これまでは近隣の方が管理されておりましたが、管理者が体調不良により耕作困難となったことから、市野地区で農地利用実績のある〇〇さんが借り受けて水稻を作付されるものです。〇〇さんは昨年、市野地区の９軒の農家から約２．５ヘクタールの農地を集積されました。そのうち、耕作放棄地となっていた５反余りの農地についても復旧され、今年から水稻を作付されています。今回の利用設定についても何も問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。
三田推進委員	推進委員の三田です。１２番から１６番について説明をいたします。いずれも、利用権の設定を受ける者が同じでありますので、一緒に説明をいたします。位置図は３ページ、〇〇山の北側の区画農園です。５月１６日に河井委員と事務局２名の計４名で現地確認を行っております。今までは１０年契約をされておられたのですが、肥材費等の値上がりのため、先行きが見えないということで、今回は契約期間を３年にして更新をされております。特に問題はないと思うのですが、もし皆さんが佐伯の方に来られましたら、お金を持って現地に行っていただきたいと思います。以上です。
議長	ありがとうございました。それでは、この件につきまして、ご

	意見、ご質問等があればお願いをいたします。 今回の利用権設定はご意見ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	ご意見がないようですのでお諮りをします。 議案第２１号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、承認することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第２１号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について承認することに決定をします。 続きまして、議案第２２号 農地法第３条の規定による許可申請について議案とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第２２号 農地法第３条の規定による許可申請について説明させていただきます。 議案書は７ページ、位置図は４ページ、５ページになります。 番号１１１番、農地の所在地は、友田字尾ノ上、登記地目は田です。面積は１筆の２１１平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は高齢で耕作困難なため、譲受人は自作地と一体利用でき水稻を作付するのに必要なためで、有償の所有権移転です。 次に番号１２１番、農地の所在地は、玖島字壺町田日浦、登記地目は田です。面積は１筆の２，５１８平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は後継者がいないため、譲受人は経営規模拡大のためで、有償の所有権移転です。 いずれも、譲受人は保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、下限面積１０アールを超えており、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第２２号 農地法第３条の規定による許可申請について説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 受付番号の１１１番を小西委員さん、１２１番を岩木委員さん、お願いをいたします。
小西推進委員	推進委員の小西です。農地法第３条１１１番の申請について説

	明をいたします。５月１６日、河井委員、事務局２名、小西で現地確認をいたしました。場所は地図の４ページの友田尾上地区です。譲渡人の〇〇さんは、佐伯区に住んでおられ、遠方でもあり、また高齢で耕作が困難のため、有償移転されるものです。譲受人、〇〇さんは、〇〇で、４年前頃より稲作を約３反作付しておられ、自作地と一体利用し、経営農地を広げるものです。農業に対する理解もあり、今後も農地として適切に管理されるものと思いますので、ご審議をよろしくお願いいたします。 以上です。
１２番委員	１２番の岩木です。番号１２１番の３条申請ですが、地図は５ページでございます。５月１７日に事務職員の方２名と堀田推進委員と私で現地に出向き、確認をいたしました。譲渡人の〇〇さんは、先ほど事務局からありましたように、後継者がおりませんので、譲受人、〇〇さんとの所有権の移転でございます。以前は、野菜畑として〇〇さんが借地として使われておられました。今現在も、〇〇さんと数名の方が耕作されており、地図で見ただくと、５ページですが網かけの場所中に、約３０メートルぐらいのハウスがあり、その中で野菜等を作られたり、あるいはそのハウスの周辺に数名の方で野菜を〇〇さんと一緒に作っておられます。何も問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議長	地元委員の説明が終わりました。これについて、ご意見、ご質問等があればお願いをいたします。 ご意見はありませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りをします。 議案第２２号 農地法第３条の規定による許可申請について許可することに異議ありませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第２２号 農地法第３条の規定による許可申請について許可することに決定をいたします。 議案第２３号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について議案とします。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第２３号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について説明させていただきます。 議案書は８ページ・９ページ、位置図は６ページから１１ページになります。

	番号 9 8 番、農地の所在地は、地御前北三丁目の第 2 種農地で、登記地目は畑です。面積は 1 筆の 9 9 平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、駐車場として利用するための申請です。 次に番号 1 0 9 番、農地の所在地は、宮内字東畑口の第 2 種農地で、登記地目は田及び畑です。面積は 2 筆の 5 6 平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、資材置場として利用するための申請です。 次に番号 1 1 2 番、農地の所在地は、友田字氏森の第 2 種農地で、登記地目は畑です。面積は 1 筆の 4 0 0 平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、駐車場として利用するための申請ですが、既に駐車場として利用しているため、顛末書が提出されております。 次に番号 1 1 3 番、農地の所在地は、上平良字河野原の第 2 種農地で、登記地目は田です。面積は 2 筆の 1 , 7 4 7 平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、資材置場及び駐車場として利用するための申請です。 次に番号 1 1 4 番、農地の所在地は、宮内字東岡迫の第 2 種農地で、登記地目は田及び畑です。面積は 2 筆の 5 4 4 平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、駐車場として利用するための申請です。 次に番号 1 2 0 番、農地の所在地は、永原字大久保の第 2 種農地で、登記地目は田です。面積は 2 筆の 1 , 8 6 3 平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、資材置場及び駐車場として利用するための申請ですが、既に資材置場及び駐車場として利用しているため、始末書が提出されております。 いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。 以上で、議案第 2 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についての説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見を伺います。 受付番号 9 8 番・1 0 9 番・1 1 4 番を中山委員さんに、1 1 2 番、河井委員さん、1 2 0 番、三田委員さんにそれぞれ説明をお願いをいたします。それと、1 1 3 番は是佐委員が欠席でありますので、登委員さん、お願いします。
4 番委員	4 番の中山です。9 8 番、1 0 9 番、1 1 4 番を説明させていただきます。5 月 1 0 日、岩本委員と事務局と現地確認をしました。9 8 番ですが、6 ページで、ここは広大な土地で山林ですけ

	ど、〇〇が〇〇として、開発されております。この 98 番につきましても、取付道の入口ということで、この〇〇さんから取得されるのだと思います。問題はここに小さい下側に川がありますが、そこに土砂が流れないようにという注意はお願いしているのですが、農地といいましても、ほとんどこの〇〇が賃貸で借りたり、自分で取得したりして、〇〇となっております。一応 98 番につきましては、そういうことで、〇〇で現地確認しましたが、問題ないと思います。109 番につきましては、宮内東畑口です。これも 5 月 10 日に岩本委員と事務局と現地調査をしました。この 7 ページにあります。県道に面した道路で〇〇さんという方が取得されるのですが、これも資材置場といいますか、自宅の隣を県道に面した少し高台ですが、農地はありませんので別に問題ないと思います。114 番、これにつきましては、5 月 10 日、岩本委員、事務局と現地確認をしました。これも宮園の下ですが、背面はほとんどもう山林になっておりまして、駐車場として使っておられました。別に周辺農地には被害は出ないと思いますので、ご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
11 番委員	11 番の河井です。112 番の農地法 5 条の申請について説明をいたします。5 月 16 日に小西委員、事務局 2 名と現地確認をしております。場所は地図の 8 ページです。右の方向が、500 メートルぐらい行ったところに〇〇があります。譲受人の〇〇の普通のトラック、軽トラック等 5 台分を置く駐車場として利用するものです。この土地の周りには農地はありませんので、何も問題はないものと思われます。また、前の所有者の顛末書の内容から見ますと、昭和時代と思われるのですが、土地の改良をしておりますので顛末書が提出されております。よろしくご審議をお願いいたします。 以上です。
登推進委員	推進委員の登です。是佐委員欠席のため、私が代わって説明いたします。113 番です。地図は 9 ページ。5 月 17 日、是佐委員と事務局で現地調査を行いました。場所は、速谷神社から上手の山陽自動車道の高架の前付近でございます。譲受人は、現在、山陽自動車道の南側に資材置場を賃借して利用しておりますが、廿日市市が計画しております新機能事業により、〇〇を迫られておりまして、その代替地として当該申請地を必要としております。特に周辺の農地に影響することはないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
三田推進委員	推進委員の三田です。120 番について説明をいたします。位置図、場所は 11 ページです。玖島分れの〇〇から玖島方面に約 400 メートルぐらい進んだ県道沿いです。5 月 16 日に河井委員と事務局 2 名と私の計 4 名で現地確認を行いました。本件につきましては、建設現場で生じた土砂などを一時的に仮置きをする

	ため、使用するという申請でしたが、既に土砂が仮置きされておりまして、始末書が出されております。この仮置場の下側ですが、田んぼが1枚と玖島川が流れておりまして、排水溝の設置によりまして、土砂の流れ出ることのない対策とか、境界線、要は杭などが明確にされておりまして、特に問題が生じるようなことはないと考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議長	ありがとうございました。それでは、ただいまの議案第23号、それぞれ担当委員の説明がありましたが、これについての皆さんのご意見等をお聞きしたいと思います。 ありませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですのでお諮りをします。 議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可することに決定をいたします。 続いて、議案第24号 非農地証明交付申請について議案とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第24号 非農地証明交付申請について説明させていただきます。 議案書は10ページ、位置図は6ページになります。 議案と一緒に送付しました現地確認写真が添付されている議案第24号資料①も併せてご覧ください。 番号117番、農地の所在地は、地御前字大神で、登記地目は畑です。面積は2筆で178平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。 書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、現地は森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であると認められましたので、農地法に関する各種証明事務取扱ガイドラインの農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準を準用し、非農地である旨の証明は可能と考えます。 以上で、議案第24号 非農地証明交付申請について説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長	ただいま事務局から説明がありました。これについて、地元地区担当委員の意見を伺います。 中山委員さん、お願いします。
4 番 委 員	4 番の中山です。5 月 1 3 日に岩本委員、事務局と現地調査をしました。位置図ですが、6 ページです。先ほどの 9 8 番のつながりですが、ここは〇〇が一体として〇〇の開発をしております。恐らくまだ申請は出ていないのですけれども、開発の関連で非農地証明を出されたのだと思います。現地確認をしましたら、先ほど事務局から言われました様に、本当に何年も全然管理されていない場所でした。非農地証明ということで現地確認をしました。ご審議のほうよろしくお願いします。
議長	それでは、皆さんからのご意見、ご質問等があればお願いいたします。 《委員より質疑等なし》
議長	ご意見がないようですので、お諮りをします。 議案第 2 4 号 非農地証明交付申請について、非農地である旨を証明することに異議ございませんか。
議長	《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第 2 4 号 非農地証明交付申請について、非農地である旨を証明することに決定をいたします。 続きまして、議案第 2 5 号 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、議案第 2 6 号 令和 4 年度最適化活動の目標の設定（案）については、関連案件のため、まとめて審議をお願いをいたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第 2 5 号 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、及び、議案第 2 6 号 令和 4 年度最適化活動の目標の設定等（案）について説明させていただきます。 議案書は 1 1 ページ・1 2 ページです。そして、本日用意しました議案第 2 5 号資料①、議案第 2 6 号資料①をご覧ください。資料が当日配付になり、大変申し訳ございません。 これにつきましては、国からの通知「農業委員会の適正な事務実施について」により、各市町の農業委員会が毎年その年の活動の点検・評価及び次の年の活動計画について公表することになっております。 今後のスケジュールとしまして、本日、皆さんで審議していただき、決定後、県を通じて国に報告し、市ホームページで公表す

事務局 議長	る予定となっております。 なお、様式等につきましては、今年度から最適化活動の適正かつ推進を進めていくことから、議案第２６号の「令和４年度最適化活動の目標の設定等」について、昨年度から変更となっております。 内容の朗読は省略させていただき、主な点のみ説明させていただきます。 初めに、議案第２５号資料①の２ページをご覧ください。 Ⅱの担い手への農地の利用集積・集約化のうち、２、令和３年度の目標及び実績をご覧ください。 集積目標が１９４ヘクタール、集積実績が２０１ヘクタール、うち、新規実績が３．０６ヘクタール、達成率１０３．６％となっております。 続きまして、３ページのⅢ、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進のうち、２の令和３年度の目標及び実績をご覧ください。 令和３年度の新規参入者数は１２経営体で、参入実績面積は３．０６ヘクタールとなっております。こうした成果も農業委員さんと推進委員さんの皆さんの日頃からの活動のおかげだと考えております。 続きまして、議案第２６号資料①、令和４年度最適化活動の目標の設定等をご覧ください。 初めに、Ⅰの農業委員会の状況についてでございます。 ２の農家・農地等の概要の中で、認定農業者の経営数が２９で、前の年度の２７から２ほど増加しております。 続いて、２ページの最適化活動の目標のうち、②の目標についてでございます。 今年度の集積目標が２０３ヘクタールで、新規集積面積を２ヘクタールとしております。 議案第２５号 令和３年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、及び、議案第２６号 令和４年度最適化活動の目標の設定等（案）については以上でございます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。 すみません、事務局から補足ですけれど、冒頭の会長の挨拶にもありました、この議案第２６号資料①の３ページ目の真ん中辺りですけれど、Ⅱ最適化活動の活動目標ということで、推進委員等が最適化活動を行う日数の目標を１人当たりの活動日数６日、１か月に６日と目標を立てさせていただいております。県や国は１０日とか１３日とかいうようなこともあるのですが、近隣市町の状況を見ましたが、この６日というのが一応最低ラインになっておりますので事務局のほうでさせていただいております。補足は以上です。 ただいま事務局の説明があり、また、局長からも補足がありま
----------------------	--

	したが、これについてのご意見、ご質問等があればお願いをいたします。
事務局	すみません。今年度、先ほど事務局が説明しましたように、この議案第２６号の様式が変わりまして、例年事前にお配りをしていたのですが、当日配付ということになりました。大変申し訳ありません。 本日決定ということになれば、また次回に持ち越していただいても結構ですので、よく中身をご覧になっていただければと思います。遅くなりまして大変申し訳ありません。
議長	今、局長が申しましたように、様式等の変更で当日配付になったということですが、そうはいいまして、最適化というのは、一番、今、課せられた課題でもありますので、十分検討して、次回の７月の総会で決定するということも良いのではないかと思いますので、皆さん、それで協議してください。 そうしましょうか。
１０番委員	皆さん、ご意見は。
４番委員	来月にしてください。 また読んでから、来月、局長が言われたように。
議長	分かりました。 それではそういうご意見があるようですので、来月に改めて議案として提出させていただきますので、よろしくをお願いいたします。 それと、議案第２７号ですが、私が挨拶の前に申し上げないといけなかったのだらうと思っております。以前から病気で休んでおられます〇〇委員さん、通常の総会も出席はないように記憶をしておりますが、先般、辞められることを山田委員さんにも電話でご相談して、意見を求めたところです。そうはいいまして、補充をすることはどうでしょうかということも話をした中で、次はもうあと１年余りの任期なのということもあり、今回、この議案を出させていただいたということでもあるので、ご了解願、またご審議を願いたいと思います。 それでは、議案第２７号 廿日市市農業委員会委員の辞任同意について議案とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第２７号 廿日市市農業委員会委員の辞任同意について説明させていただきます。 議案書は１３ページです。 議案第２７号にありますとおり、宮本委員から令和４年５月７日付で辞任願が提出されております。

	このことにつきましては、農業委員会等に関する法律第13条第1項に「委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる」と規定されておりますので、同意してよろしいか、お諮りするものでございます。 なお、農業委員の辞任につきましては、農業委員会の同意に加え、今後市長が辞任に同意して認められることになります。 以上で、議案第27号の説明を終わります。
議長	事務局が説明いたしましたが、補足を局長のほうからいたします。
事務局	すみません。〇〇委員から、先ほど説明がありましたように5月7日付で辞任願が出ております。 中身ですけれど、令和4年3月30日に手術をされまして、今は退院されておられるのですが、その後も少し長期の療養が必要となりましたということで、大変申し訳ないのですが、退職をさせていただきますと言われております。 会長がお話ししましたように、山田委員、事務局、会長で協議して、本日辞任同意の議案を上げさせていただいたようなことです。
議長	以上で提案理由のほうの説明を終わります。この件について、皆さんからのご意見を伺います。 ご意見ありませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	ご意見もないようですので、お諮りをいたします。 議案第27号 廿日市市農業委員会委員の辞任同意について決定することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第27号 廿日市市農業委員会委員の辞任同意について決定をいたします。 それでは、報告事項に入ります。 報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について報告をします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について説明させていただきます。 議案書は14ページから17ページ、位置図は12ページから22ページになります。

	今月の報告は、令和４年４月１２日から令和４年５月１０日までの間に受理した１２件です。議案の朗読は省略させていただきます。 番号１０４番については、過去に転用届が提出されている案件でございます。 いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。 以上で、報告第１号 農地法第５条第１項第７号の規定による届出について説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりましたので、これについて質疑等があればお願いをいたします。 《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので、報告第１号 農地法第５条第１項第７号の規定による届出について報告を終わります。 以上で、議事を終わります。 以上で、本日の議事を終わります。 次回、７月７日木曜日の第７回農業委員会総会も、山崎本社みんなのあいプラザの１階 多目的ホールで開催する予定にしております。よろしくお願いします。 本日はありがとうございました。

（閉会 午前１１時２０分）

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和４年７月７日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長）

廿日市市農業委員会委員（１０番委員）

廿日市市農業委員会委員（１１番委員）
